

第 3 回 J I（共同実施）監督委員会 報告

地球環境ユニット

主任研究員 広野 正純

第 3 回 JI 監督委員会 (Joint Implementation Supervisory Committee) 会合 (JISC 03) が、ボン（ドイツ）の気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局において 5 月 28 日（日）～ 29 日（月）に開催された。日本からは、工藤拓毅・（財）日本エネルギー経済研究所地球環境ユニット総括が委員代理として出席した。

今回の会合では、第 1 回、第 2 回会合でそれぞれ議論された JI プロジェクト設計書 (Project Design Document: PDD) 様式（利用者用ガイドラインを含む）やレビュー手続が承認され、レビューチームに参加する専門家の募集が決定すると共に、独立機関 (Independent Entity: IE) の信任パネル (Accreditation Panel) のメンバー 6 名が選出され、第 1 回パネル会合を 7 月 15 日（土）～16 日（日）に開催することが合意された。一方、信任独立機関 (Accredited Independent Entity: AIE) 決定に対する評価手続やベースライン設定、モニタリングの基準に関するガイダンス、および小規模プロジェクトの取り扱いに関しては継続審議となった。

次回第 4 回会合 (JISC 04) は、2006 年 9 月 13 日（水）～15 日（金）にボンの UNFCCC 事務局において開催される予定である。

1. メンバーシップ [アジェンダ 1]

[定足数の確認]

議長の Ms. Stoycheva（ブルガリア）が開会を宣言した後、今会合は Ms. Crisostomo（マーシャル諸島）が正当な理由で欠席している以外、全ての委員／委員代理¹が出席しており、規定の定足数²に達していることを確認した。

[宣誓]

各委員／委員代理が、今回の議題と利害関係を有さないことを宣誓した³。

2. アジェンダの採択 [アジェンダ 2]

アジェンダが原案⁴通り承認された。

合わせて、会合初日（28 日）の午後に、信任パネルのメンバー選考を非公開で行うことが議長より提案され、承認された。

¹ 委員／委員代理一覧は文末の表 1 参照。

² JI ガイドライン第 14 条参照。

³ JI ガイドライン第 10 条(b)参照。

⁴ http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/003/PropAgenda.pdf 参照。

3. JI プロジェクト設計書(PDD:利用者用ガイドラインを含む)[アジェンダ 3(a)]
[決議事項]

JI プロジェクト設計書案は第 1 回会合、同利用者用ガイドライン案は第 2 回会合で承認された後、パブリックコメント受付済。今回の会合で承認を求めるもの。

(1) まず、事務局が以下の通り経緯と今回議論すべきポイントを説明した。

- ・ 3 月 17 日 (金) ~4 月 16 日 (日) まで、PDD 案と同利用者ガイドライン案に対して、土地利用、土地利用変化及び林業 (LULUCF) プロジェクト用に別の PDD を用意する必要性の有無も含めて、パブリックコメントを受け付けた。
- ・ コメントは 5 件 (その他締切後に 1 件) 寄せられた。PDD 案とガイドライン案の基本内容の修正を求めるコメントや、LULUCF プロジェクト用に別の PDD を用意すべしとのコメントは無かったが、追加性 (Additionality) や早期プロジェクト実施者 (Early Movers) 等に関するコメントが寄せられた。
- ・ また、①CDM 理事会で承認済の方法論が使用可能であることの明示を求める意見や、②第 1 回会合で採用した「The period within which ERUs are to be earned」の表現は分かりにくく、「Crediting Period」に一本化すべし、とのコメントもあった。
- ・ 本日の会合では、事務局が上記のパブリックコメントと委員 (代理) の Mr. Henkemans (オランダ) と Mr. Sokolov (ロシア) の見解を踏まえた修正案に基づき、以下の 6 点を議論することとする。

① クレジット期間 (Crediting Period)

2012 年以降の枠組に関する国際的合意の存在しない現時点で、クレジット期間の終期をどう定義するか。

② プロジェクト承認 (Project Approval)

JI ガイドライン第 31 条では PDD 提出時から関係締約国による承認を要件としているが、運営面として厳格過ぎないか。

③ 環境影響評価 (Environmental Impacts)

具体的な内容の検討が必要。

④ 利害関係者のコメント (Shareholder's Comments)

JI ガイドラインには明示が無いが、必要か否か。

⑤ 施行 (Entry into Force)

早期プロジェクト実施者 (Early Movers) の取り扱いをどうするか。

⑥ LULUCF プロジェクト用に別様式の PDD を用意するか否か。

(2) 事務局の説明に続いて議論が行われた結果、以下の通り合意された。

① クレジット期間 (Crediting Period)

- ・2012 年以降の取り扱いはホスト国の考え方で決まるとし、ベースライン設定にも関わって来ることから、事務局案はそのままとし、会合レポートにそのような考え方⁵を盛り込むこととした。

② プロジェクト承認 (Project Approval)

- ・どの時点で関係締約国の承認状が必要であるかが議論となり、ルーマニアでは承認状が独立機関による決定の際の要件となっているとの発言もあったが、PDD 提出時から添付を求めるのは容易ではないとの意見も多く、議論の結果、ガイドラインの「プロジェクト承認」の項に「(決定前レポートではなく) 最終決定レポートが公表される前に添付が必要⁶」と記載することで合意された。

③ 環境影響評価 (Environmental Impacts)

- ・環境影響評価書は膨大なものが多いことから、内容チェックを容易に行えるようにするために、タイトルを示したリストも提出することとした。

④ 利害関係者のコメント (Shareholder's Comments)

- ・JI ガイドラインには明示されていないが、利害関係者のコメントは重要であるとの意見を受けて、(a)コメントを寄せた利害関係者のリスト、(b)コメントの性質、(c)コメントに対してどのような対応が取られたかを記載するように利用者用ガイドラインに追加記載することが合意された。

⑤ 施行 (Entry into Force)

- ・早期プロジェクト実施者 (Early Movers) の取り扱い : 既に 2000 年以降開始されている「早期プロジェクト」も改めて JI 用 PDD を使用する必要があるのか、あるいは既に使われた設計書で差し支えないのが議論された。
- ・「再度 PDD を作成するのはコストがかかり反対」、「様式が変更しても記入内容はほとんど同じで手間は少ない」、「全てのプロジェクトの一貫性が重要」、「既に使用している場合は、CDM 用 PDD の活用も認めるべし」等の意見が出されたが、結果として、まず PDD を再度作成する場合でも情報のアップデートは必ずしも必要ではないことが合意された (早期プロジェクトの PDD 提出時に情報をアップデートする必要の有無は、その都度 AIE が判断することとなった)。
- ・さらに、「CDM 用 PDD を使用した部分は有効」であることと、「プロジェクト決定のためにプロジェクト関係者が選択した AIE は、提出された PDD が JI 用 PDD として必要とする全ての情報を含んでいることを確認する必要

⁵ 会合レポートに、“The JISC clarified that the end of the crediting period can be after 2012 subject to the approval by the host Party.”と記載された。

⁶ 会合レポート Annex 2 の Project Approval に関して、“This approval by the parties involved (中略) shall be attached to the JI PDD at the latest before the final determination report is made publicly available.”の文言で合意された。

がある」ことが議論された。

- ・副議長の Mr. Joshi (インド) を中心に、Mr. Børsting (ノルウェー)、Mr. Goetze (カナダ)、Mr. Henkemans (オランダ) と Mr. Sokolov (ロシア) で会議 2 日目までに利用者ガイドラインの修正案を検討することとなった。
- ・修正案に基づく議論の結果、早期プロジェクト実施者の対象に関しては、まず議長より「2006 年 5 月 29 日以前に承認レターを入手したプロジェクト」と提案されたが、審議の結果、JI 用 PDD が 6 月 15 日から義務化されることとなり、早期プロジェクトに関しては「2006 年 6 月 15 日以前に関係締約国から書面の承認を得ているプロジェクト」と定義された。
- ・早期プロジェクト実施者は、JI 用 PDD か CDM 用 PDD のいずれかを使用出来ることとし、後者の場合、プロジェクト決定のために参加者が選んだ AIE はプロジェクト実施者が提出した PDD に JI 用 PDD の全ての情報が含まれていることを確認することとした。

⑥ LULUCF プロジェクト用に別の PDD 様式を用意するか否か。

- ・Mr. Goetze (カナダ) の意見を聞きながら、事務局が LULUCF プロジェクト用の PDD 案 (利用者用ガイドライン案を含む) を作成し、次回第 4 回会合で承認を求めることとなった。

[その他の議論]

⑦ 選択したベースライン方法論の記載 (利用者用ガイドライン B.1.)

- ・世界銀行のコメントを受けて、事務局の修正案では(a)関連する UNFCCC の CDM ホームページの言及、(b)その方法論を選んだ理由と適用方法、の記載を求める部分が削除されたが、議論の結果、削除が撤回された。

[結論]

1. JI 用 PDD 案と同利用者用ガイドライン案を承認。(PDD に関しては、JISC で暫定的に承認、COP/MOP2 で最終的に承認される予定)
2. LULUCF プロジェクト用 PDD (利用者用ガイドライン案を含む) は次回会合で承認を求めることとする。

4. レビュー手続 [アジェンダ 3(b)]

[決議事項]

事務局が第 2 回会合のレビュー手続案の修正案と共に、新たに決定に対する評価手続とレビューや評価を行う専門家の権限事項案を提出、承認を求めるもの。

(1) まず、事務局が以下の通り修正案を説明した。

- ・ JI ガイドラインのパラ 39 の排出源による人為的排出削減や吸収源による人為的吸収増加の検証についての決定に関するレビュー要請は、JISC 会合が 30 日

以内に開催される場合に次回の JISC 会合で議論することとする。事務局がアジェンダを委員／委員代理に連絡するのは会合 3 週間前なので、その時点でプロジェクト関係者や AIE に連絡しても、それから 5 日以内、即ち会合の 2 週間前にはコメントを入手出来る。

- ・ 一方、次回 JISC が 30 日以内に開催されない場合には電子決裁を行うとする⁷。メンバーが 10 日以内にコメントした後に電子決裁を行えば、やはり 30 日以内にレビュー要請に対する決定が下せる。
- ・ また、添付のレビュー要請用紙を見直し、JI ガイドラインにある事業計画及び排出削減量の決定に関する要件を列挙し、要請者がレビュー要請理由としてチェックを付けられるように改めた。
- ・ また、決定に対する評価手続きでは、事務局が専門家 2 名を選び、レビューの必要性有無に関する委員／委員代理の決定をサポートするものとする。
- ・ また、レビューチームと評価手続きに参加する専門家の権限事項案を作成した。

(2) 出席者からは以下のコメントが出された。

- ・ レビュー要請に対する審議は、守秘の観点及び委員／委員代理が直接議論出来るという点から、出来る限り JISC で行うことが望ましい。委員／委員代理への連絡は、JISC 運営規則にある会議用文書公表基準の会合 2 週間前であっても差し支えなく、アジェンダに盛り込むことも可能ではないか。
- ・ 決定に対する評価用紙は、一般的過ぎないか。
- ・ レビューチームには、委員代理も参加出来ることが望ましい。個々の専門性を活かす方向で柔軟に編成を考えるべきである。
- ・ PDD に対するレビュー要請用紙の要請理由の中に、「PDD の未公表」、「PDD に対する決定文書の未公表」が例示されているが、実際には起こり得ないのではないのか。
- ・ AIE に個々のプロジェクトの概要と AIE としてのコメントを 3～4 ページに要約してもらおうと、JISC 及び専門家の作業が一層容易となる。
- ・ 専門家に依頼するか否かは、JISC の資金とカバーするプロジェクト数次第だと思われる。
- ・ 専門家の評価があると、AIE の見解と比較が可能となる。
- ・ 専門家の意見が異なると、判断が難しくなる。
- ・ JISC 会合の日程を短縮すれば、専門家依頼が予算的に容易になる。
- ・ 当面は JISC 委員／委員代理で決定に対する評価を行い、負担が大きくなった時点で専門家に依頼すべきかを検討したら良い。

⁷ Draft Procedures for Reviews under the Verification Procedure パラ 33(b)
http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/003/Reports/JISC03report_Annex_3.pdf

- ・ まずどのような評価を行うかを定めた上で、専門家が評価を行うべきかどうかを決めるべきである。
- ・ 評価に関して決めるまでは、レビューに関して決めるべきではない。

[結論]

1. JI レビュー手続を承認。
 - ・ 排出削減量や吸収増加量に対する決定 (JI ガイドラインのパラ 39) に対するレビュー要請の委員／委員代理への連絡は、会合 2 週間前までで差し支えない。
 - ・ PDD に対するレビュー申請用紙の申請理由から、「PDD の未公表」を削除。
2. 専門家の権限事項を承認し、レビューチーム専門家の募集を開始することとした。
3. 評価手続に関しては、専門家への依頼を含めてそのメリットとデメリットを継続審議することとした。

5. 独立機関 (Independent Entity) の信任 [アジェンダ 3(c)]

[決議事項]

第 2 回会合で独立機関信任パネル (Accreditation Panel: AP) 設立が決定し、会合後メンバー募集を行った。今回、応募者の中からメンバーを選考した。

- (1) 事務局より、非公開での討議の結果、次の 6 名の専門家がメンバーとして選出されたとの報告があった。
 - ・ Mr. Shinichi Iioka
 - ・ Mr. Ken Beck Lee
 - ・ Mr. Vijay Mediratta
 - ・ Ms. Maureen Mutasa
 - ・ Mr. Takashi Otsubo
 - ・ Mr. Satish Rao
- (2) また、JISC 委員⁸の中から同パネルの議長に Mr. Pluzhnikov (ロシア)、副議長に Ms. Gaye (ガンビア) を合わせて選出したとの報告があった。
- (3) 信任パネルの第 1 回会合は 7 月 15 日 (土) ～16 日 (日) に開催し、同パネルの手続きと活動、信任手続きに関する議論を行うことが合意された。

6. ベースライン設定及びモニタリングの基準に関するガイダンス [アジェンダ 3(d)]

⁸ 委員／委員代理一覧は文末の表 1 参照。

[審議事項]

今後の進め方を確認した。

標記ガイダンスの作成スケジュールを以下の通り確認した。

5/29(月)～ 6/19(月)	JISC 委員の Mr. Björk（スウェーデン）と Mr. Henkemans（オランダ）がドラフト作成。
6/20(火)～ 7/3(月)	JISC 委員／委員代理がコメント。
7/4(火)～ 7/18(火)	JISC 委員／委員代理のコメントに基づき事務局がドラフト修正して再度委員に向けて提示を行い、必要な場合は電話会議を招集。
7/19(水)～ 8/15(火)	修正案に対してパブリックコメント募集。
8/16(水)～	パブリックコメントの反映。

7. 小規模プロジェクト [アジェンダ 3(e)]

[審議事項]

今後の進め方を確認した。

- (1) まず事務局より、CDM における小規模プロジェクトについて、以下の通り説明が行われた。

[目的]

- ・ 処理コスト (Transaction Cost) の削減。
- ・ PDD 及び方法論の単純化。
- ・ 複数プロジェクトを一つに束ねることを可能にするもの。
- ・ 環境影響評価の単純化。
- ・ 登録費用の削減。
- ・ レビュー期間の短縮化。
- ・ 同一運営組織による有効化、検証、認証を可能にする。

[現在の登録数]

- ・ タイプ I（再生可能エネルギー）： 69 件
- ・ タイプ II（エネルギー効率）： 7 件
- ・ タイプ III（メタン回収、燃料転換、運輸）： 7 件

- (2) 議長が「CDM からインプットを受けるのは望ましいことである」とコメントした後、本件に関しては事務局が委員の Mr. Castro（エクアドル）、Ms. Gaye（ガンビア）、Mr. Sokolov（ロシア）、Mr. Trusca（ルーマニア）と協議を行いながら JI における取り扱いをまとめたペーパー（小規模 JI プロジ

エクトに関する PDD 及びその記載のためのガイドラインのドラフト) を作成し、次回の会合で議論することとなった。

8. 2006～2007 年の管理計画 [アジェンダ 3(f)]

[審議事項]

議論の結果、JISC 活動の優先順位と今後の進め方を確認した。

(1) まず事務局より、以下の通り説明が行われた。

- ・ 本年末までに信任と決定のレビューに関する手続と組織を完成させ、来年にはこうした業務を日常的に行えるようにしたいと考えている。
- ・ 現時点では、独立組織の信任数は本年が 5 件、来年が 20 件、PDD に対する評価件数は本年が 25 件、来年が 100 件と見込んでいる。
- ・ 信任パネルは創設するが、方法論パネルは創設しない。
- ・ UNFCCC 事務局の JI 担当は総勢 6 名体制とする。
- ・ 本年及び来年の予算総額は約 439 万 US ドルに対して、目下、約 293 万 US ドルの収入不足である。各国政府から約束された任意拠出を差し引いても、なお約 190 万 US ドルの不足である。
- ・ 信任基準及び手続のレビュー、JI ガイドラインの付録書 B (ベースライン設定とモニタリングのためのクライテリア) のレビューをそれぞれいつ開始するかが、来年の懸案である。

(2) これを受けて、議長が「予算を使い果たした現状では、活動に優先順位を付ける必要がある」と発言、議論が行われた後、議長が「活動の優先順位は、JISC 会合、信任パネル、ホームページ運営である」と議論をまとめた。また、来年の活動プログラムを次回会合で議論することが合意された。

(3) また、種々の手数料 (Fees) に関しては、委員の Mr. Castro (エクアドル) と Mr. Henkemans (オランダ) が事務局のサポートを受けながらペーパーを作成した上で、次回の会合で議論することとした。

9. オブザーバーとの Q & A セッション

主な質疑は以下の通り。

Q : LULUCF プロジェクト用には別様式の PDD を用意するのか。

A : 今回合意された PDD の様式を LULUCF プロジェクト用に変更する必要は、ほとんど無いと考える。但し、分かりやすいものとするために、LULUCF プ

プロジェクト用に別の様式を作成するのも 1 つのオプションである。次回会合での議論によって決まるであろう。

Q：今回、早期プロジェクトが「2006 年 6 月 15 日以前に関係締約国から書面での承認を得ているプロジェクト」と定義されたが、JI ガイドラインのパラ 32 の「30 日間パブリックコメントのために公表される」との規定は適用されないことになるのか。

A：公表規定は、早期プロジェクトにも適用される。ホームページが出来た時点での公表となる。早期プロジェクトに関する問題は、JI 用 PDD か CDM 用 PDD のいずれかを使用する場合に、プロジェクト参加者にどの程度の PDD 再作成（変更）コストがかかるかということにある。

Q：早期プロジェクト参加者の PDD 再作成（変更）コストに関しては、JISC としても引き続き情報を集めて検討を進める考えか。必要であれば、我々（世界銀行）としても進んで情報提供させて頂く。

A：フォーマルな形でのリクエストはしないが、情報提供は常に歓迎する。

Q：「JI における小規模プロジェクトは、CDM からインプットを受ける」とのことだったが、CDM と JI ではクレジット期間の考え方が異なるので、年間クレジット発生量が同じでも、取引コストは異なってくることに留意すべきではないか。

A：今後の議論の際に留意して行きたい。

10. その他 [アジェンダ 4]

- (1) COP/MOP2 へのレポートに関しては、8 月 11 日（金）が提出期限であることから、事務局が案を作成し、委員／委員代理のコメントを反映させた後に提出することとなった。また、提出期限後の進展に関しては、COP/MOP2 前に補遺を作成することとした。
- (2) 次回の第 4 回会合は 9 月 13 日（水）午後～15 日（金）にボンで開催し、12 日（火）～13 日（水）午前までは非公式協議（非公開）を行うこととした。第 4 回会合における議題の暫定案も合意された⁹。
- (3) また、第 5 回会合は 10 月 30 日（月）～11 月 1 日（水）にボンで開催することとした。

⁹ 議題案は http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/003/Reports/JISC03report_Annex_6.pdf 参照。

11. 閉会 [アジェンダ 5]

今回の会合レポートを採択¹⁰して、閉会した。

表 1：第 3 回 JI 監督委員会出席者（委員アルファベット順：20 名中 19 名出席）

	委 員	委員代理
附属書 I 国	Mr. Olle Björk [★] スウェーデン	Mr. Franzjosef Schafhausen [★] ドイツ
附属書 I 国	Mr. Georg Børsting ノルウェー	Mr. Darren Goetze カナダ
非附属書 I 国	Mr. Jaime Bravo [★] チリ	Mr. Marcos Castro Rodriguez [★] エクアドル
非附属書 I 国	Mr. Fatou Gaye ガンビア	Mr. Vincent Kasulu Seya Makonga コンゴ
附属書 I 国	Mr. Maurits Blanson Henkemans オランダ	Mr. Hiroki Kudo 日本
非附属書 I 国	Mr. Shailendra Kumar Joshi [★] インド（副議長）	Mr. Maosheng Duan [★] 中国
小島開発途上国	Mr. Derrick Oderson [★] バルバドス	Ms. Yumiko Crisostomo [★] マーシャル諸島（欠席）
市場経済へ移行中 の附属書 I 国	Mr. Oleg Pluzhnikov [★] ロシア	Mr. Evgeny Sokolov [★] ロシア
市場経済へ移行中 の附属書 I 国	Ms. Daniela Stoycheva ブルガリア（議長）	Ms. Astrida Celmina ラトビア
市場経済へ移行中 の附属書 I 国	Mr. Vlad Trusca ルーマニア	Mr. Matej Gasperic スロベニア

（注）各委員／委員代理の任期は 3 年（2009 年第 1 回 JISC 会合まで）、但し、[★]の委員／委員代理の任期は 2 年（2008 年第 1 回 JISC 会合まで）。

以 上

お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp

¹⁰ 会合レポートは http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/003/Reports/JISC03report.pdf 参照。